

奈良県中小企業等の成長を促すプロフェッショナル人材確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内中小企業等の経営課題を解決し成長する企業への転換を促すため、県内中小企業等が奈良県プロフェッショナル人材戦略拠点(以下「奈良プロ拠点」という。)を通じてプロフェッショナル人材(以下「プロ人材」という。)を活用する場合に発生する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則(平成8年6月奈良県規則第8号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

2 知事は、補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)の実施により雇用されたプロ人材の就業継続の支援を目的として、補助対象事業者に対して必要な助言や提案を行う。

(定義)

第2条 この要綱においてプロ人材とは、中小企業等において必要とされる専門的な分野に関する知識を有し、かつ、受入れ事業主が求めるスキルについて、一定以上の職業経験を有する者または業務に必要な資格を有する者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、県内に事業所を有する中小企業者等であって、奈良プロ拠点の支援を受けて、プロ人材を正規雇用または副業・兼業として活用しようとする者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者または当該中小企業者と同規模の法人(社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人、農業協同組合、生活協同組合、労働者協同組合等)であること。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項各号に規定される風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

(3) 補助金交付申請日の時点で破産、清算、民事再生手続または会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。

(4) 県税に未納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請をした者またはその役員等が次の各号に該当する者である場合は補助対象としないものとする。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者

(5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(7) 第2号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は別表1に掲げる事業とする。

(交付基準)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）およびそれについての補助率または補助限度額は、別表2に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付額は、補助対象経費に別表2に掲げる補助率を乗じて得た額または同表に掲げる補助限度額のいずれか低い額とする。

(交付の条件)

第6条 補助金は、次の各号を条件として交付するものとする。

(1) 補助対象事業の内容の変更をする場合は、知事の承認を受けること。ただし、補助金の交付の目的の達成および補助対象事業の遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更(例えば、補助対象事業者が人材紹介会社に支払う紹介手数料が実施計画を下回る場合等)と認められるときは、この限りでない。

(2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合または補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) その他、別表1に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、プロ人材の雇用(活用)開始日の15日前までに知事に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業実施計画書（第2号様式）

(2) 申請者の沿革および事業概要が分かる書類（会社案内または定款の写し等）

(3) 県税に未納がないことを証明する納税証明書

(4) 誓約書

(5) その他知事が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、当該申請内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条の通知を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）は、前条の交付決定の内容に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとする場合は、当該通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助対象事業の内容の変更)

第10条 補助対象事業者は、第6条第2号の規定に基づき、補助対象事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ変更(廃止)承認申請書（第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業実施計画書（第2号様式）

(2) その他知事が必要と認めるもの

2 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請内容を審査し、適当と認めたときは、変更(廃止)承認通知書（兼 額の確定通知書）（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の遅延報告)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかにその旨を記載した書面を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日または当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業実績報告書(第6号様式別紙1)
- (2) 補助対象経費算出表(第6号様式別紙2)
- (3) プロ人材の勤務実績
- (4) 補助対象経費の金額および支出が確認できる書類の写し
- (5) プロ人材の採用に係る契約書等の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 補助対象事業者は、第10条第2項の規定による補助事業の廃止の承認を受けた場合は、同条第1項による廃止承認申請書の提出をもって実績報告を行ったものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助対象事業の実施結果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(第7号様式)により、補助対象事業者へ通知するものとする。

2 第10条第2項の規定により補助事業の廃止を承認した場合は、同項の通知をもって額の確定通知を行ったものとする。

(補助金の交付)

第14条 前条の規定による通知を受けた補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前条の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 知事は、第10条第1項の規定に基づく補助対象事業の廃止の申請があった場合および次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業者が、法令もしくはこの要綱またはこれらに基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合
- (2) 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) その他補助対象事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

(離職等の報告)

第16条 補助対象事業者は、第12条第1項の規定による実績報告を行った後で、プロ人材が雇用開始日から起算して1年以内に離職または配置転換された場合は、当該事実が発生した日から起算して30日以内に人材離職等の報告書(第9号様式)を提出し、知事に報告しなければならない。ただし、雇用開始日から起算して6ヶ月を経過した日以降に明らかに従業員の責により解雇または自己都合により退職した場合を除く。

また、別表2に規定する(B)プロ人材を副業・兼業として活用する場合はこの限りでない。

(補助金の返還)

第17条 知事は、第15条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命じる。

2 知事は、既に補助金を交付している場合で、次のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の返還を命じる。ただし、知事がやむを得ないと認める事由がある場合はこの限りではない。

(1) 雇用開始日から起算して1年を経過する日以前にプロ人材が離職した場合。ただし、雇用開始日から起算して6ヶ月を経過した日以降に明らかに従業員の責により解雇または自己都合により退職した場合を除く。

(2) 雇用開始日から起算して1年を経過する日以前にプロ人材を県外の事業所へ配置転換した場合

(3) 雇用開始日から起算して1年を経過する日以前にプロ人材を当初とは異なる職種へ配置転換した場合

(補助金の経理等)

第18条 補助対象事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査の実施)

第19条 知事は、補助対象事業者に対し、必要に応じて検査を実施することができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 補助対象事業

補助対象事業	以下のすべてを満たすものとする。 (1) 県内の事業所が抱えている経営課題の解決を目的としていること。 (2) 「奈良プロ拠点」への相談を通じて、プロ人材を県内の事業所で活用するものであること。 (3) 事業開始日が事業年度の5月1日から当該年度の3月10日までの期間内であり、遅くとも当該年度の3月10日までに人材紹介会社へ紹介手数料の支払いが完了すること。 (4) プロ人材を雇用する場合は、補助対象事業者につき年度内に2名以内のプロ人材の採用とすること。また、プロ人材を副業・兼業として活用する場合は、補助対象事業者につき年度内に3名以内のプロ人材の活用とすること。 ※新たに雇用するプロ人材が、雇用開始日より少なくとも1年間は県内事業所に在籍し活躍することを前提とする。ただし、別表2に記載する(B)プロ人材を副業・兼業として活用する場合はこの限りでない。
--------	--

別表2 補助対象経費および補助率等

補助対象経費	補助対象事業を実施するにあたり、補助対象事業者が負担する以下の費用(税抜き)であること。 (A) プロ人材を雇用する場合 補助対象事業者がプロ人材と雇用契約を締結する場合で、奈良プロ拠点と提携する人材紹介会社に対して支払う紹介手数料 (B) プロ人材を副業・兼業として活用する場合 補助対象事業者が、プロ人材または奈良プロ拠点と提携する人材紹介会社と業務委託契約を締結する場合で、当該人材紹介会社に対して支払う紹介手数料に相当する額 (注) ○事業開始日(試用期間を含むプロ人材を正規雇用または副業・兼業として活用を開始する日)が事業年度の5月1日から当該年度の3月10日までの期間内であり、遅くとも当該年度の3月10日までに支払いが完了する経費であること。 ○上記経費について、国や県、その他公的支援機関等が行う事業と重複して申請していないこと。
補助率	上記経費の合計額の2分の1以内(千円未満切り捨て)
補助限度額	(A) プロ人材を雇用する場合 100万円/人 (B) プロ人材を副業・兼業として活用する場合 15万円/人